

ショートステイ(介護予防)利用料金表 (1日あたり)

◀ 送迎加算を含まない、又、介護職員処遇改善加算は小数第一位を四捨五入で計算 ▶

◀多床室▶ 令和6年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

		介護費 ①	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ) ②	機能訓練 体制加算 ③	小計 (①~③) ④	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ) ④×14.0%	食費	居住費	計
要 支 援 1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	300	0	300
	“(福祉年金等)								853
	第2段階(所得80万円まで)	451	22	12	485	68	600	430	1,583
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)						1,000		1,983
	第3段階(2)(所得120万円超)						1,300		2,283
第4段階(課税世帯)	1,445						2,913		
第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	300	0	300	
“(福祉年金等)								978	
第2段階(所得80万円まで)	561	22	12	595	83	600	430	1,708	
第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)						1,000		2,108	
第3段階(2)(所得120万円超)						1,300		2,408	
第4段階(課税世帯)						1,445		3,038	

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。

※疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合に1回8円の加算になります。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月に100円の加算になります。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。

◀従来型個室▶ 令和6年11月1日から

特別養護老人ホーム木崎野荘

		介護費 ①	サービス提供体制 強化加算(Ⅰ) ②	機能訓練 体制加算 ③	小計 (①~③) ④	介護職員等処遇 改善加算(Ⅰ) ④×14.0%	食費	居住費	計
要 支 援 1	第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	300	380	680
	“(福祉年金等)								1,233
	第2段階(所得80万円まで)	451	22	12	485	68	600	480	1,633
	第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)						1,000		2,033
	第3段階(2)(所得120万円超)						1,300		2,333
第4段階(課税世帯)	1,445						3,229		
第1段階(生活保護)	0	0	0	0	0	300	380	300	
“(福祉年金等)								1,358	
第2段階(所得80万円まで)	561	22	12	595	83	600	480	1,758	
第3段階(1)(所得80万円超120万円以下)						1,000		2,158	
第3段階(2)(所得120万円超)						1,300		2,458	
第4段階(課税世帯)						1,445		3,354	

※上記金額は、1割負担の場合です。各利用者の負担割合により変わる場合もございます。

※疾病治療の観点から管理栄養士や栄養士が管理する療養食を提供した場合に1回8円の加算になります。

※生産性向上推進体制加算Ⅰ～1月に100円の加算になります。見守り機器等のテクノロジー導入、介護助手の活用などの取組み等を行い、業務改善の取組み効果を示すデータをオンラインで提出した場合。